

同志社女子大学同窓会《Vine の会》の役員及び会計監査選出細則

2013年11月 3日 制定

2016年11月 6日 改正

(目的)

第1条 本細則は、同志社女子大学同窓会《Vine の会》会則第7条第2項に定める役員及び会計監査の選出に関する事項を定める。

(役員選出方法)

第2条 役員は、改選前の同志社女子大学同窓会《Vine の会》(以下、「Vine の会」という。)役員会が正会員の中から選任する。選任は第2項で推薦された者を含め20名を限度とする。

- 2 役員は正会員より公募する。
- 3 役員候補者は、会費を納入していなければならない。また、第2項により役員候補者を推薦することができる正会員も会費の納入者に限る。

(役員選出の例外)

第3条 第2条により選出された役員とは別に、同志社女子大学は、正会員の中から役員を選出することができる。

(会長、副会長の選出)

第4条 会長は、《Vine の会》役員が、選挙により選出する。

- 2 会長の選挙は単記無記名による投票とし、最多得票者が会長となる。最多得票者が複数の場合は決選投票で決する。
- 3 次期会長の選出の選挙は現会長の任期満了年度の1月とする。
- 4 副会長は、選出された会長が指名するものとし、3名まで指名できるものとする。

(会長・副会長および役員・会計監査の任期)

第5条 会長の任期は3年とし、3期までとする。

- 2 役員および会計監査の就任時の年齢は75歳を超えないものとする。

(会計監査選任方法)

第6条 会計監査は、改選前の《Vine の会》役員会が正会員の中から選任する。

(サポートスタッフ)

第7条 《Vine の会》役員会は、役員会とは別にサポートスタッフを配置することができる。

- 2 サポートスタッフは、《Vine の会》が実施する各種事業に協力するものとする。
- 3 サポートスタッフは、役員会が会員の中から選任する。

(定足数)

第8条 役員及び会計監査の選出にあたっての役員会は、役員の3分の2以上の出席を要する。

付則

この細則は、2016年11月6日から施行する。